

使用前確認証

原規規発第2111254号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
理事長 児玉 敏雄 殿

令和3年10月19日付け令03原機(サ環)005をもって申請がありました使用施設等については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第55条の2第3項の規定に基づき確認したので、核燃料物質の使用等に関する規則(昭和32年総理府令第84号)第2条の7の規定に基づき、使用前確認証を交付します。

令和3年11月25日

原子力規制委員会